第1章

財務会計総論

この章のポイント

企業は、すべての利害関係者に対して、財務諸表を通じて有用な会計情報を提供しなければならない。そして、利害関係者はその会計情報に基づいて、投資を行うべきかどうかの意思決定を行う。また、財務会計は投資の意思決定のための開示情報であると同時に、企業の財政状態及び経営成績等を利害関係者に理解させるためのツールでもある。

第1章では、財務諸表の全体像から、その構造あるいは内容を理解 するとともに、貸借対照表、損益計算書を中心とした「作成、表示、 その関係」について学習する。

1-1 企業会計



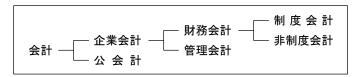
1. 会計の意義と分類

(1) 意 義

会計とは、ある経済主体(単一企業の場合もあるし、企業集団の場合もある)の活動や事象を、主として貨幣単位によって記録・測定・伝達するプロセスである。

企業をめぐる多様で、かつ、膨大な取引や事象は、会計プロセスによって貸借対照 表及び損益計算書並びにキャッシュ・フロー計算書などの財務諸表に要約し統合され る。そして、この財務諸表について分析を行い、投資の意思決定のために利用される。

(2) 分 類



証券アナリストが対象とする会計は、企業会計である。公会計については、国及び地方公共団体である公的部門や、公益法人その他の非営利組織である公益部門が対象となる。しかし、公会計は特殊な会計でもあり、また、営利目的ではないので、証券アナリストの学習の対象外である。

企業会計のうち財務会計は、外部の利害関係者に報告する会計であり、管理会計は 企業内部の経営者に報告する会計となるが、証券アナリストの対象となる会計は、財 務会計である。したがって、今後の学習する範囲は、企業会計のうち財務会計が中心 となる。

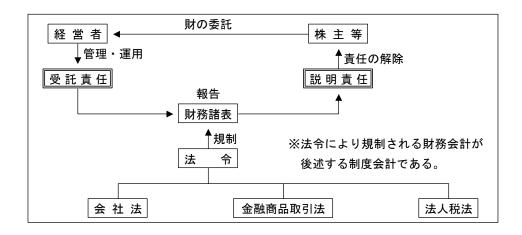
ただし、わが国の会計実務では、会社法、金融商品取引法及び法人税法という法律の規制を受ける。法律の規制を受ける会計のことを制度会計という。しかし、証券アナリストは、あくまでも財務会計の範囲を学習する。法律については、財務会計に必要な部分だけ学習する。

2. 企業会計の意義

企業会計とは、企業の経済活動を対象として行われる会計をいい、次の 2 つに分ける ことができる。

(1) 財務会計

財務会計とは、複式簿記の手法によって、企業の財産及び損益を正確に測定(金額を決定すること)するとともに、企業の財政状態及び経営成績を明らかにし、それを企業の外部利害関係者(株主・債権者等)に報告する会計である。すなわち、経営者は株主から拠出された財産に対する管理・運用の責任を負い、その責任を解除されるための手段として、財務諸表を作成し株主等に報告を行い、その承認を得ることとなる。



(2) 管理会計

管理会計とは、**経営者や各階層別管理者等**に、自社内部の業績評価の把握や経営計画並びに経営戦略の策定等の意思決定を行うために報告する会計である。

管理会計は、企業内部の経営管理のために行われるものであり、必ずしも会計基準 や法令に従う必要はない。つまり、経営者の目的に適合する会計情報を提供すること を目的としているため、企業独自の基準や考え方によって会計情報を作成するからで ある。

3. 財務諸表とは

財務会計によって外部の利害関係者に報告する目的で作成される財務諸表には、いくつかの種類が存在するが、金融商品取引法では次の 5 つが財務諸表となっている(財務諸表等規則・同ガイドライン及び連結財務諸表規則・同ガイドライン)。

- ① 貸借対照表(連結貸借対照表)
- ② 損益計算書(連結損益及び包括利益計算書または連結損益計算書及び連結包括 利益計算書)
- ③ 株主資本等変動計算書(連結株主資本等変動計算書)
- ④ キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)
- ⑤ 附属明細表 (連結附属明細表)

なお、証券アナリストでは①~④までの財務諸表について学習する。

1-2 企業会計原則



1. 意 義

企業会計原則は、会計実務の中で慣習として発達したもののなかから一般に公正妥当 と認められたところを要約したものであって、必ずしも法令によって強制されなくても、 すべての企業が会計処理するに当たって従わなければならない基準である。

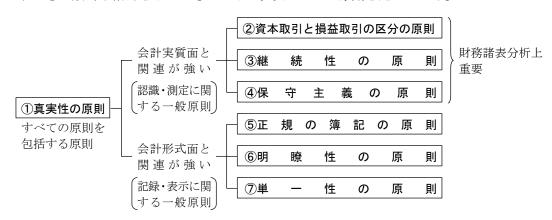
2. 構成

企業会計原則は、一般原則、損益計算書原則及び貸借対照表原則の3つの原則と注解 から構成されている。損益計算書原則及び貸借対照表原則は、損益計算書及び貸借対照 表を作成するための基準であり、注解は損益計算書原則及び貸借対照表原則の実践規範 としての指針を示している。



3. 一般原則

一般原則は、企業会計全般に関する基本原則である。会計処理を行うに当たって準拠 すべき一般的な指針を示したものであり、次の7つの原則を定めている。



証券アナリスト1次試験対策

① **真実性の原則**……企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

② 資本取引と損益取引の……資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金 区分の原則 と利益剰余金とを混同してはならない(企業活動の成果 である利益とその源泉である資本との区別)。

③ 継続性の原則……後述

④ 保守主義の原則……後述

⑤ 正規の簿記の原則………企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に したがって、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

⑥ 明瞭性の原則……企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を

誤らせないようにしなければならない。

⑦ **単一性の原則**……株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため

等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する 必要がある場合、それらの内容は信頼しうる会計記録に 基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために

事実の真実な表示を歪めてはならない。

4. 継続性の原則

企業会計は、その処理の原則及び手続を**毎期継続して適用**し、みだりにこれを変 更してはならない。

(1) 内容

継続性の原則は、一つの会計事実について、二つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認められている場合、企業がいったん採用した会計処理の原則及び手続を毎期継続して適用することを要請している。

企業の実情や経営者の判断を尊重できるという理由で複数の会計処理方法が認められている。しかし、同じ会計事実でありながら会計処理方法の違いによって財務諸表の数値が異なり、利益操作の手段として利用される可能性が存在する。そのため、いったん採用した会計処理の原則及び手続は、毎期継続して適用することを要請している。

(2) 必要性

- 利益操作の排除
- ・財務諸表の期間比較性の確保

(3) 継続性の原則が問題とされる場合

一つの会計事実について、二つ以上の会計処理の原則または手続の選択適用が認め られている場合には、継続性の原則が問題となる。

一つの会計処理の原則または手続しか存在しない場合には、継続性の問題は生じない。なぜなら、一つの会計処理の原則または手続しか採用することができず、他の会計処理の原則または手続に変更することができないからである。

前 期 当 期

a. 適 正 な 処 理 → 認められない処理

会計原則の違反であり認められない

b. 認められない処理 → 認められない処理 .

c. 認められない処理 → 適 正 な 処 理 … 当然の変更

d. 適 正 な 処 理 → 適 正 な 処 理 … この場合に継続性の原則が問題となる。

(会計基準等の改正に伴う変更又は正当

変更

な理由に基づく変更の場合認められる)

5. 保守主義の原則

企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて**適当に健全な会計処理**をしなければならない。

(1) 内 容

保守主義の原則は、「予想の利益は計上してはならない。予想の損失は計上しなければならない。」というイギリスの伝統的な会計思考に由来しており、企業財政の安全性と企業の健全な維持発展を重視するところから、安全性の原則または慎重性の原則とも呼ばれている。

この原則は、企業が将来の不測のリスクに対応するため、利益を過小に計上しても それが適切である限り認められる、というものである。企業は絶えずリスクにさらさ れているので、資産や利益を過小に計上すれば、資本の流出を防ぐことができる。企 業財政の安全性や企業の健全な維持発展のためには、利益や資産を過大計上するより は、過小に計上した方が財務的に安全であり、健全性を確保することができる。

ただし、過度に保守的な会計処理を行なうと、真実な報告を歪めることになる。つまり、利益操作の有力な手段として利用される可能性が存在するからである。そのため、過度に保守的な会計処理は認められない。

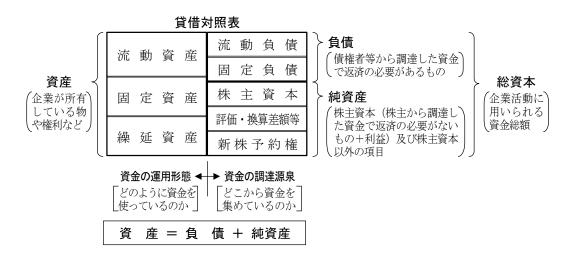
(2) 適用例

- ① 割賦基準による収益の認識
- ② 各種引当金の設定 など

1-3 貸借対照表 (Balance Sheet: B/S) ☆☆☆

1. 貸借対照表の構造

貸借対照表とは、株主・債権者その他の利害関係者に企業の財政状態を明らかにするため、貸借対照表日におけるすべての資産・負債及び純資産を一覧表示したものである。なお、このセクションでは、貸借対照表の基本的な構造について説明するため、資産、負債及び純資産の具体的な内容については、第2章から第4章の中で学習する。



2. 資産及び負債の配列方法

貸借対照表では、分析等に活用しやすいように資産及び負債の各項目を流動・固定に 分類・表示しており、その配列方法には流動性配列法と固定性配列法がある。

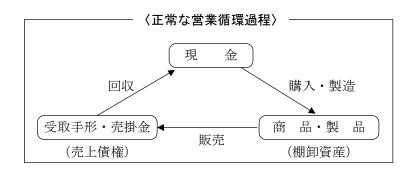
- ① 流動性配列法……資産を流動資産・固定資産の順序で配列し、負債を流動負債・固定負債の順序で配列する方法。企業会計原則での原則的方法である。
 - →企業の財務流動性の程度をみるのに適している。
- ② **固定性配列法**……資産を固定資産・流動資産の順序で配列し、負債を固定負債・流動負債の順序で配列する方法。固定資産の多い電力会社やガス会社などは、業種別会計基準によって、この固定性配列法が強制されている。
 - →企業の財務安定性の程度をみるのに適している。

3. 資産及び負債の流動・固定の分類基準

流動・固定の分類基準は次のとおりである。

(1) 正常営業循環基準

正常営業循環基準とは、期間の長短にかかわらず、企業の正常な営業循環過程内にあるものを流動項目とし、それ以外を固定項目とする基準である。

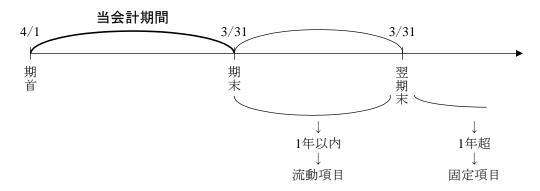


- 《適用対象》 —

- ① 主目的たる営業取引により発生した債権(受取手形・売掛金など)・債務 (支払手形・買掛金など)
- ② 棚卸資産
- ③ 現金
- 注 1) ①の債権のうち、破産債権・更生債権は、正常な営業循環過程から外れるので一年基準が適用される。
- 注 2) ②の棚卸資産のうち、恒常在庫品として保有するものまたは余剰品として長期間にわたって所有するものも流動資産である。

(2) 一年基準 (ワン・イヤー・ルール)

一年基準 (ワン・イヤー・ルール) とは、貸借対照表日の翌日から起算して、一年 以内に入金または支払の期限が到来するものを流動項目とし、入金または支払の期限 が一年を超えて到来するものを固定項目とする基準である。

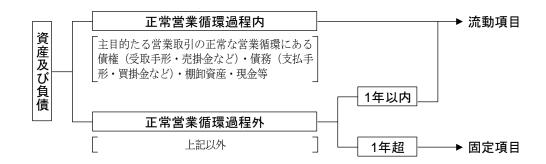


《適用対象》 -

- ① 正常営業循環過程外の債権(貸付金など)・債務(借入金など)
- ② 預金・前払費用・引当金など

(3) 現行制度の分類基準の原則

まず、正常営業循環基準を適用し、正常な営業循環過程内にあるものは流動項目とし、それ以外のものには、一年基準を適用する。



(4) 現行制度の分類基準の例外

- ① 有価証券→保有目的基準の適用※
 - a. 売買目的並びに一年以内に満期の到来する社債その他の債券→流動資産
 - b. 上記以外の満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券→固定資産(投資その他の資産)

※第2章 資産会計 2-2 金融資産 4.有価証券を参照

- ② 未収収益、前受収益、未払費用は、すべて流動項目(前払費用には一年基準を適用)。
- ③ **固定資産……**残存耐用年数が一年以下となったものも流動資産とせず固定資産 のままにする。

4. 貸借対照表の区分表示

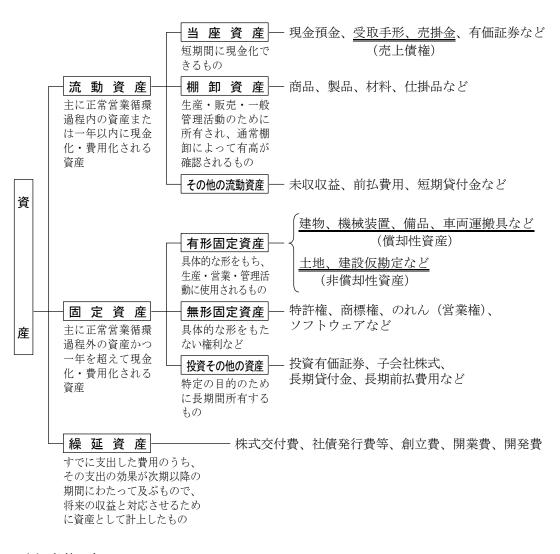
貸借対照表は、資産の部、負債の部および純資産の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産および繰延資産に、負債の部を流動負債および固定負債に区分しなければならない。

貸借対照表

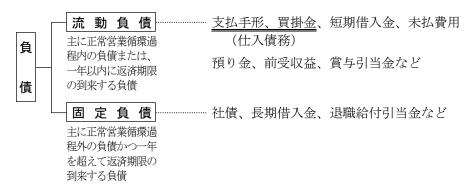
	^1 / M AZ
資産の部	負債の部
I 流動資産	I 流動負債
Ⅱ 固定資産	Ⅱ 固定負債
1 有形固定資産	
2 無形固定資産	純資産の部
3 投資その他の資産	I 株主資本
	1 資本金
	2 資本剰余金
	(1) 資本準備金
	(2) その他資本剰余金
	3 利益剰余金
	(1) 利益準備金
	(2) その他利益剰余金
Ⅲ 繰延資産	Ⅱ 評価・換算差額等
	Ⅲ 新株予約権

証券アナリスト 1 次試験対策

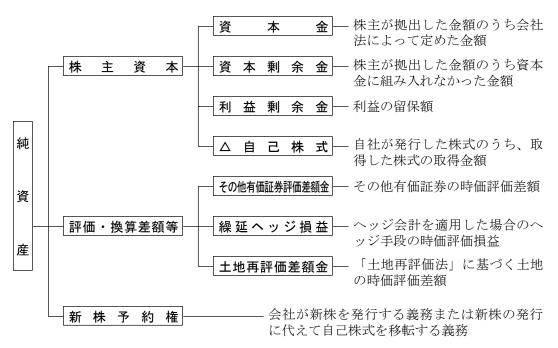
(1) 資産の部



(2) 負債の部



(3) 純資産の部



QUESTION

次の取引事項・科目は、下記の貸借対照表上のいずれの区分に属するか、記号で答えなさい。

- 1. 商品の販売代金として受取った手形 2. 市場価格のある売買目的有価証券
- 3. 事業用建物 4. 退職給付引当金 5. 特許権 6. 半年後に回収される貸付金
- 7. 社債の発行にかかった費用 8. 商品 9. 子会社株式
- 10. 商品の購入代金の未払分 11.3年後に返済期限の到来する借入金
- A. 流動資産 B. 有形固定資産 C. 無形固定資産 D. 投資その他の資産
- E. 繰延資産 F. 流動負債 G. 固定負債 H. 株主資本
- I. 評価・換算差額等

● ANSWER

【解答】

1	A	2	A	3	В	4	G	5	С	6	A
7	Е	8	A	9	D	10	F	11	G		

【解答への道】

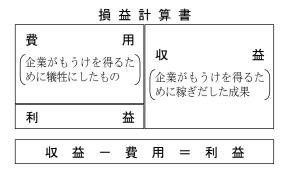
- 1. 商品の販売代金として受取った手形は、正常営業循環基準にしたがって、流動資産に計上される。
- 2. 市場価格があり、時価の変動により利益を得ることを目的としている有価証券は、 流動資産に計上される。
- 3. 長期間にわたって事業の用に供するもので、具体的な形があるものは、有形固定資産に計上される。
- 4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付支払に備えるためのものであり、その支払は 通常一年を超えるので、固定負債に計上される。
- 5. 長期間にわたって使用するもので、具体的な形がないものは、無形固定資産に計上 される。
- 6. 貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に回収期限が到来するものは、流動資産 に計上される。
- 7. 社債の発行にかかった費用はすでに支払が完了しているが、その効果が次期以降に 及ぶものと考えられるので、将来の収益に対応させるため、繰延資産として次期以降 に繰り延べる。なお、支払時に費用として処理することもできる。
- 8. 販売活動のために所有しているものは、流動資産に計上される。
- 9. 支配権獲得のために、通常長期間にわたって所有する有価証券は、投資その他の資産に計上される。
- 10. 企業の主目的たる営業取引により発生した債務は、正常営業循環基準により、流動負債に計上される。
- 11. 支払の期限が貸借対照表日の翌日から起算して一年を超えて到来する借入金は、固定負債に計上される。

1-4 損益計算書 (Profit and Loss Statement: P/L) ☆☆☆

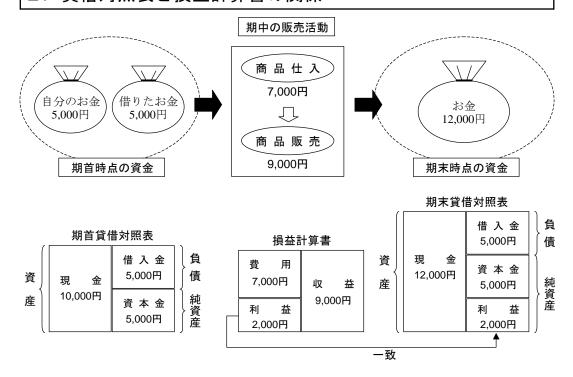
1. 損益計算書の構造

損益計算書とは、株主・債権者その他の利害関係者に企業の経営成績を明らかにする ため、一会計期間におけるすべての収益及び費用を一覧表示したものである。

なお、このセクションでは、損益計算書の基本的な構造について説明するため、収益 と費用の具体的な内容については、第5章で学習する。

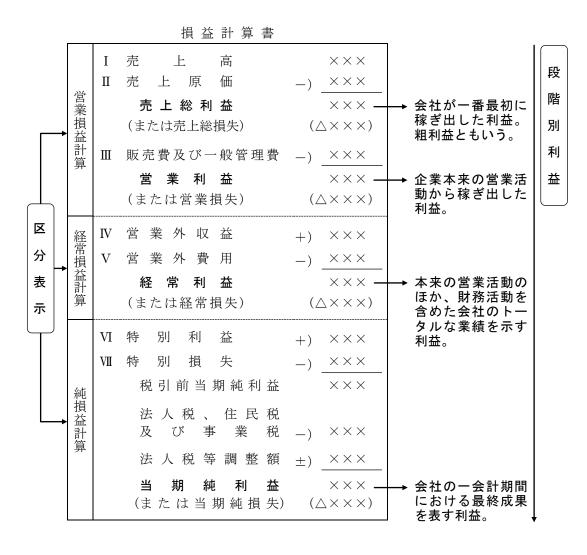


2. 貸借対照表と損益計算書の関係



3. 損益計算書の区分

損益計算書では、利害関係者が利用しやすいように、取引の対応関係や同質性に着目 して収益・費用を対応させた区分表示と各区分ごとの段階別利益が表示されている。



(1) 営業損益計算

売上高一(売上原価+販売費及び一般管理費)=営業利益(または営業損失)

売 上 高・

高 ·····会社本来の営業活動から生まれた収益。言い換えると 商品や製品を販売した代金。通常は総売上高から売上 値引・戻りや割戻しを控除した純売上高で表示。

- -) 売 上 原 価··
 - 価 ……販売した商品の仕入原価や製品の製造原価。
 - **売 上 総 利 益** (または売上総損失)
 - → 会社が一番最初に稼ぎ出した利益。粗利益。
- 一) 販売費及び一般管理費
- ……商品や製品を販売するために係る費用や会社全般の管理活動のために係る費用。

販売費及び一般管理費の具体例

総与手当、役員報酬、役員賞与引当金繰入額、旅費交通費、福利厚生費、販売手数料、広告宣伝費、見本品費、通信費、交際費、水道光熱費、貸倒引当金繰入額、退職給付費用、不動産賃借料、租税公課、減価償却費、修繕費、保険料、事務用消耗品費、雑費など。

宮 兼 利 益 (または営業損失)

益 → 会社本来の営業活動から稼ぎ出した利益。

(2) 経常損益計算

営業利益(または営業損失)+営業外収益-営業外費用=経常利益(または経常損失)

+) 営業外収益 ……企業本来の営業活動外(財務活動など)によって生じた収益。

営業外収益の具体例

受取利息、有価証券利息、受取配当金、仕入割引、有価証券売却益、雑収入など。

-) 営業外費用企業本来の営業活動外(財務活動など)によって生じた 費用。

営業外費用の具体例

支払利息、社債利息、売上割引、株式交付費償却額、社債発行費等償却額、有価証券売却損、雑損失など。

証券アナリスト1次試験対策

(または経常損失)

→ 本来の営業活動のほか、財務活動を含めたトータル の利益。

(3) 純損益計算

経常利益(または経常損失)+特別利益-特別損失=税引前当期純利益(または税引前当期純損失) 税引前当期純利益(または税引前当期純損失)-法人税、住民税及び事業税士法人税等調整額 =当期純利益(または当期純損失)

+) 特 益 ……臨時的な利益等。

特別利益の具体例

固定資産売却益、投資有価証券売却益など。

-) 特 失 ……臨時的な損失等。 別

特別損失の具体例

固定資産売却損、投資有価証券売却損、固定資産災害損失、減損損失、 投資有価証券評価損など。

税引前当期純利益

(または税引前当期純損失)

- 一) 法人税、住民税及び事業税
- 土) 法人税等調整額

(または当期純損失)

- 当期純利益 → 会社の一会計期間の最終成果としての利益。
- ※ なお、特別損益に属する項目であっても、金額の僅少なものまたは毎期経常的に発 生するものは、経常損益計算に含めることができる(企業会計原則 注解 12)。

4. 製造原価明細書

製造過程が存在するメーカーの損益計算書は、商業を営む企業の損益計算書とその計算方法が一部異なっている。具体的には、商業に属する企業と製造過程が存在するメーカーでは売上原価の内訳が次のように異なる。

商業に属する企業の損益計算書

 期首商品棚卸高
 ×××

 当期商品仕入高
 ×××

 合計
 ×××

 期末商品棚卸高
 △×××

 売上原価
 ××

メーカーの損益計算書

 期首製品棚卸高
 ×××

 当期製品製造原価
 ×××

 合計
 ×××

 期末製品棚卸高
 △×××

 売上原価
 ×××

製造過程が存在するメーカーでは、商品を仕入れる代わりに自社で製品を製造する。 売上原価の内訳は当期商品仕入高の代わり(あるいは併用で)に当期製品製造原価を記載する。

この当期製品製造原価の内訳明細書が製造原価明細書であり、有価証券報告書上で個別財務諸表についてのみ開示される。

		-
製造原価明細書		
材料費	$\times \times \times$	
労務費	$\times \times \times$	
経費	$\times \times \times$	
当期総製造費用	$\times \times \times$	
期首仕掛品棚卸高	$\times \times \times$	
合 計	$\times \times \times$	
期末仕掛品棚卸高	$\triangle \times \times \times$	→ 貸借対照表へ棚卸
当期製品製造原価	<u> </u>	→ 損益計算書の売

貸借対照表へ棚卸資産(表示は仕掛品)として計上 損益計算書の売上原価を構成

- ① 材料費………製品製造のために物品を消費したことにより発生した原価。
- ② 労務費………製品製造のために労働力を消費したことにより発生した原価。
- ③ **経 費**……外注加工費、減価償却費、賃借料等の製品製造のために発生した原 価のうち、材料費・労務費以外のもの。
 - (注) 仕掛品とは製造途中にある財のことである。

• QUESTION =

次の条件に当てはまる科目を以下の科目から選びなさい。

- 1. 営業損益計算に含まれるもの
- 2. 営業損益計算からは除かれるが、経常損益計算には含まれるもの
- 3. 営業損益計算及び経常損益計算からは除かれるが、純損益計算には含まれるもの
- 受取利息
- ② 給与手当 ③ 固定資産売却益
- ④ 社債利息

● ANSWER

【解答】

1	2
2	1,4
3	3

【解答への道】

1. ②給与手当

営業損益計算の区分では、売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し 引いて営業利益が計算される。売上原価は販売した商品の仕入原価や製品の製造 原価などで、販売費及び一般管理費は商品を販売するために係る費用や会社全般 の管理活動のための費用から構成される。

2. ①受取利息、④社債利息

経常損益計算の区分では、営業利益に営業外収益と営業外費用が加減されて経 常利益が計算される。営業外収益と営業外費用は、企業本来の営業活動以外(財 務活動など)によって生じた損益である。

3. ③固定資産売却益

純損益計算の区分では、経常利益に特別利益と特別損失が加減されて税引前当 期純利益が計算される。特別利益と特別損失は、臨時的な損益等である。

1-5 株主資本等変動計算書

**

1. 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書とは、貸借対照表の純資産の部の一会計期間の変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である株主資本の各項目の変動事由を報告するために作成するものである。また、株主資本等変動計算書の名称については、純資産の部のすべての項目を開示対象としているものの、主として、株主資本の各項目の変動を示すものとしているため、「株主資本等変動計算書」としている。

ただし、純資産における株主資本以外の項目、つまり評価・換算差額等及び新株予約権については、変動事由ごとにその金額を表示することを妨げる趣旨ではないため、株主資本等変動計算書に変動事由とその金額を表示することができるとしている。なお、連結財務諸表における名称は連結株主資本等変動計算書、個別財務諸表における名称は株主資本等変動計算書となる。

また、株主資本等変動計算書はすべての株式会社が作成しなければならない。しかし、 連結株主資本等変動計算書は、有価証券報告書提出会社のうち、連結財務諸表作成会社 だけが作成することになっている。(株主資本等変動計算書に関する会計基準)

株主資本等変動計算書の開示により、株主還元の状況(配当や自己株式の取得など)、 増資、株主資本の計数の変動が一覧表示されるので、財務諸表の利用者にとっては、これまで以上に財務諸表の有用性が高まるものと思われる。

2. 株主資本等変動計算書の雛型

株主資本等変動計算書の表示区分は、貸借対照表の純資産の部の表示区分に従うことになる。株主資本等変動計算書の雛型は、次ページのとおりである。なお、このセクションでは、株主資本等変動計算書の構造と概略だけを説明する。純資産の内容については、第4章で学習する。

株主資本等変動計算書

(自××年×月×日

至××年×月×日)

	株主資本											評価・換	算差額等	c e														
		须	[本剰余会	È	利	」 益 乗	1 余	金	Id. N									Id. X	₩→	株主	₩→	₩-	その他	繰延	Lute	評価・	新株	純資産
	資本金	資本	その他	資本	利益	その他利	益剰余金	41.0 mm.	自己 株式	資本	有価証券 評価	ヘッジ	土地再評価	換算 差額等	予約権	合計												
		準備金	資本 剰余金	剰余金 合計	準備金	×× 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	,,,	合計	差額金	損益	差額金	合計														
当期首残高 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	- xxx	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX												
当期変動額																												
新株の発行	XXX	XXX		XXX						XXX						XXX												
剰余金の配 当					XXX		– xxx	– xxx		– xxx						– xxx												
当期純利益							XXX	XXX		XXX						XXX												
自己株式の 処分									XXX	XXX						XXX												
株主資本以 外の項目の 当期の変動 額 (純額)											XXX		XXX	XXX	XXX	XXX												
当期変動額合 計 (円)	XXX	XXX	-	XXX	XXX	-	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX		XXX	XXX	XXX	XXX												
当期末残高 (円)	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX	- xxx	XXX	XXX		XXX	XXX	XXX	XXX												

(記載上の注意)

- 1. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 2. 株主資本以外の科目について、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
- 3. その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 4. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
- 5. 資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

1-6 キャッシュ・フロー計算書

**

1. キャッシュ・フロー計算書の構造

キャッシュ・フロー計算書とは、一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を一定の活動区分別に表示するものであり、貸借対照表及び損益計算書と同様に企業活動全体を対象とする重要な情報を提供するものである。

キャッシュ・フローとは、資金(現金及び現金同等物)の変動、すなわち収入と支出を意味する。企業の期末における資金の残高は、期首の資金残高に当期の収入を加算し、 それから当期の支出を減算することによって求めることができる。これを関係式で示すと、 次のとおりである。

期首の資金残高+当期の収入-当期の支出=期末の資金残高

つまり、キャッシュ・フロー計算書は、貸借対照表や損益計算書からは入手できない キャッシュ・フローの情報を提供するものである。

2. キャッシュ・フロー計算書の区分

資金に関する上記の関係式の順番を変えて、さらに各項目を上下に表示すると、次のようになる。

当期の収入	(1)
当期の支出	(2)
当期の資金の増加額(又は減少額)	(1) - (2) = (3)
期首の資金残高	(4)
期末の資金残高	(3) + (4) = (5)

そして、上記枠内の収入と支出を企業の主要な3つの活動である

- 営業活動
- 投資活動
- 財務活動

に区分して表示したものがキャッシュ・フロー計算書である。

なお、キャッシュ・フロー計算書の作成方法には、直接法と間接法が存在する。ここではキャッシュ・フロー計算書の雛型を示すことにする。詳細については、第 6 章の企業結合会計の 6-8 連結キャッシュ・フロー計算書で学習する。

証券アナリスト 1 次試験対策

(1) 直接法

<u>キャッシュ・フロー計算書</u>(直接法)

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業収入	×××
原材料または商品の仕入による支出	$\triangle \times \times \times$
人件費の支出	$\triangle \times \times \times$
その他の営業支出	$\triangle \times \times \times$
小計	$\times \times \times$
利息及び配当金の受取額	$\times \times \times$
利息の支払額	$\triangle \times \times \times$
損害賠償金の支払額	$\triangle \times \times \times$
	$\times \times \times$
法人税等の支払額	$\triangle \times \times \times$
営業活動によるキャッシュ・フロー	$\times \times \times$
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	$\wedge \times \times \times$
有価証券の売却による収入	×××
有形固定資産の取得による支出	$\wedge \times \times \times$
有形固定資産の売却による収入	_ ×××
投資有価証券の取得による支出	$\triangle \times \times \times$
投資有価証券の売却による収入	_ ×××
投資活動によるキャッシュ・フロー	XXX
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	$\times \times \times$
短期借入金の返済による支出	$\triangle \times \times \times$
長期借入れによる収入	$\times \times \times$
長期借入金の返済による支出	$\triangle \times \times \times$
社債の発行による収入	$\times \times \times$
社債の償還による支出	$\triangle \times \times \times$
配当金の支払額	$\triangle \times \times \times$
財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	×××
V 現金及び現金同等物の増加額(または減少額)	×××
VI 現金及び現金同等物の期首残高	×××
Ⅵ 現金及び現金同等物の期末残高	×××
20-02-0-30-0-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	

(2) 間接法

<u>キャッシュ・フロー計算書</u>(間接法)

I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益(または税引前当期純損失)	$\times \times \times$
減価償却費	$\times \times \times$
貸倒引当金の増加額	$\times \times \times$
受取利息及び受取配当金	$\triangle \times \times \times$
支払利息	$\times \times \times$
為替差損	$\times \times \times$
有形固定資産売却益	$\triangle \times \times \times$
売上債権の増加額	$\triangle \times \times \times$
たな卸資産の減少額	$\times \times \times$
仕入債務の減少額	$\triangle \times \times \times$
	$\times \times \times$
小計	$\times \times \times$
利息及び配当金の受取額	$\overline{}$
利息の支払額	$\triangle \times \times \times$
損害賠償金の支払額	$\triangle \times \times \times$
法人税等の支払額	$\triangle \times \times \times$
営業活動によるキャッシュ・フロー	$\overline{}$

Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー並びにⅢ 財務活動によるキャッシュ・フローは直接法と同じである。

1-7 注記事項



注記とは、財務諸表本体の記載内容に関する重要事項を、財務諸表本体と別の箇所に言葉などを用いて記載したものである。

注記事項には、①継続企業の前提や重要な会計方針など、財務諸表の作成のための基本となる事項、②個々の財務諸表の記載項目の内容・内訳その他関連情報、③1株当たり利益、④重要な後発事象、といった種類がある。

1. 継続企業の前提に関する注記

現行の会計基準は、継続企業の前提のもとに制定され、すべての企業に等しく適用されている。ただし、貸借対照表日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、そのような事象や状況が存在する旨とその内容など一定の事項を注記しなければならない。

2. 重要な会計方針の注記

(1) 重要な会計方針

財務諸表作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他 財務諸表作成のための基本となる事項(会計方針)は、キャッシュ・フロー計算書の 次に記載しなければならない。

現行の制度会計のもとでは、一つの会計事実について、二つ以上の会計処理の原則 または手続(=会計方針)の選択適用が認められているものがあり、いづれを採用す るかは企業に任せられている。そのため、同一取引であっても、異なる会計方針を採 用した場合には、財務諸表に異なる数値が表示されることになる。財務諸表分析を行 う場合には、この点を考慮して分析する必要がある。

重要な会計方針は、次のとおりである(財務諸表等規則・同ガイドライン第8条の2)。

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ③ 固定資産の減価償却方法
- ④ 繰延資産の処理方法
- ⑤ 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
- ⑥ 引当金の計上基準
- ⑦ 収益及び費用の計上基準
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- 9 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
- ⑩ その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(2) 重要な会計方針の変更

企業が選択した会計方針は、継続性の原則により毎期継続して適用しなければならないが、正当な理由があれば会計方針を変更することができる。会計方針の変更は、財務諸表の注記事項として記載される。

① 会計基準等の改正に伴う変更

会計基準等の改正に伴う会計方針の変更の場合で、当期又は過去の期間に影響があるとき、又は将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは、会計基準等の名称、会計方針の変更の内容などを注記する。

② ①以外の正当な理由に基づく変更

①以外の正当な理由による会計方針の変更の場合で、当期又は過去の期間に影響があるとき、又は将来の期間に影響を及ぼす可能性があるときは、会計方針の変更の内容、会計方針の変更を行った正当な理由などを注記する。

3. 重要な後発事象

注記の対象となる重要な後発事象とは、貸借対照表日後に生じた当期の財務諸表の修正は伴わないが、次期以後の財政状態・経営成績に重要な影響を及ぼす事象をいう。重要な後発事象は、次のとおりである(財務諸表等規則・同ガイドライン第8条の4)。

- ① 火災、出水等による重大な損害の発生
- ② 多額の増資または減資及び多額の社債の発行または繰上償還
- ③ 会社の合併、重要な事業の譲渡または譲受
- ④ 重要な係争事件の発生または解決
- ⑤ 主要な取引先の倒産
- ⑥ 株式併合及び株式分割

1-8 日本の会計制度

**

1. 制度会計

制度会計とは、法律の規制を受ける会計のことである。わが国における制度会計としては、会社法に基づく会計及び金融商品取引法に基づく会計並びに法人税法に基づく会計がある。証券アナリストの学習として必要となる制度会計は、基本的には金融商品取引法に基づく会計である。

(1) 金融商品取引法に基づく会計

金融商品取引法は、有価証券の売買を行う投資家の保護を立法趣旨としている。投 資家が自己責任において意思決定を行うためには、投資対象の企業に関する情報の開 示が不可欠となる。そのため、金融商品取引法では、上場会社等に対し、**投資家によ る投資意思決定に役立つ情報**を提供するための手段(情報提供機能)として、財務諸 表による会計情報の開示を要求している。

(2) 会社法に基づく会計

会社法は、企業に関わる当事者間の円滑な利害調整、なかでも債権者の保護を立法 趣旨としている。そのため、会社法では、企業業績の成果配分を適正に行う(債権者 保護)ため、財務諸表により企業の財政状態と経営成績の結果を報告させ、会社経営 者の行動を監視(モニタリング)し、会社経営者・株主間及び株主・債権者間で生じ る様々な対立を解消する手段(利害調整機能)を担っている。このような利害調整機 能を、開示規制と特に配当規制という形で達成しようとする制度会計が、会社法に基 づく会計である。

<制度会計の比較>

	金融商品取引法	会 社 法
立法趣旨	国民経済の健全な発展および投資	主に株主と債権者の間の利害関係
	者保護	の調整
規制	開示規制	開示規制および配当規制(剰余金
		の分配に関する規制)
対象会社	上場会社等	すべての会社
作成が求め	①貸借対照表(連結貸借対照表)	①貸借対照表(連結貸借対照表)
られる書類	②損益計算書(連結損益計算書)	②損益計算書(連結損益計算書)
	③株主資本等変動計算書	③その他株式会社の財産及び損益
	(連結株主資本等変動計算書)	の状況を示すために必要かつ適
		当なものとして法務省令で定め
		るもの、株主資本等変動計算書
		(連結株主資本等変動計算書)
		及び個別注記表(連結注記表)
	④キャッシュ・フロー計算書	④事業報告
	(連結キャッシュ・フロー計算書)	
	⑤附属明細表(連結附属明細表)	⑤附属明細書

2. 企業会計基準(企業会計原則)と制度会計の関係

会計基準とは、財務諸表の作成と公表に際して準拠されるべき社会的な規範として形成されたものであり、これらの基準は公正妥当なものとして社会的な承認を得ているという意味で、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」と呼ばれている。

金融商品取引法は、立法趣旨を達成するために利益情報の開示を求めているが、その具体的な内容は指示していない。形式面については、「財務諸表等規則」や「連結財務諸表規則」において規定しているが、規定の詳細は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」に委ねられている。また、会社法についても、金融商品取引法と同様に、利益の具体的な計算方法について詳細かつ包括的な規定を持っていない。具体的な計算規定については、「会社計算規則」に委ねられているが、網羅しきれない部分については、金融商品取引法と同様に一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとされている。

なお、企業会計審議会や企業会計基準委員会等が設定し公表した会計基準は、「一般 に公正妥当と認められる企業会計の基準」を構成すると考えられている。



日本の企業会計と国際財務報告基準 (IFRS)

企業の財務諸表は、財政状態、経営成績、キャッシュ・フローの状況や持分の変動の状況を表示し、投資家の重要な意思決定の材料となっている。昨今、数多くの企業が国境を越えて事業展開あるいは資金調達を行っており、証券投資もクロスボーダーで実施されている。

各国の財務諸表は、自国の会計基準に準拠して作成されてきたが、各国の会計基準は自国の文化や慣習を反映したものとなっており、また、同一の会計事象についても複数の合理的な会計方針が存在する。世界中の投資家が世界中の企業に対して投資判断を行うに際し、財務諸表を利用するが、財務諸表が準拠する会計基準が各国で異なる場合は、国際間で比較可能性の阻害要因となる。

そこで、以前より、財務諸表間の国際間比較可能性を確保し、投資家の意思決定 に資するべく、世界で共通の会計基準として国際会計基準の策定が進められた。日本においても自国の会計基準からの切り替えの方針を表明、異なる会計基準の差異 を解消するべく、国際会計基準の「採用」(アドプション) あるいは国際会計基準 との「収れん」(コンバージェンス) の方法で会計基準の統一を進めることとなった。

現在では、国際会計基準審議会 (IASB) により会計の世界標準化が進められ、そこで公表される会計基準は国際財務報告基準 (IFRS) と呼ばれている。国際財務報告基準 (IFRS) の採用 (アドプション) について、国際的な事業活動を行う企業 (適格企業) は、2010 年 3 月期より、国内市場で国際財務報告基準を適用することが認められている。

3. ディスクロージャー制度

(1) 金融商品取引法上のディスクロージャー制度

金融商品取引法に基づき情報が開示されるといっても、財務諸表だけが単独で開示されるのではなく、実際には、発行市場(新規の株式発行や起債を行う場合の投資家保護)と、流通市場(公開後の株式等を売買する場合の投資家保護)に向けて、次のような名称の書類が開示される。これらの届出書や報告書は、会計以外の情報も含まれるが、財務諸表は、その中の重要な一部として組み込まれ、その内容は、公認会計士または監査法人によって監査される。

- ・発行市場における発行開示書類……有価証券届出書、目論見書など
- ・流通市場における継続開示書類……有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書など

① 開示資料

a. 有価証券報告書

営業や経理の状況等の情報を記載した報告書で、各事業年度経過後3ヵ月以内 に財務局長等へ提出する必要がある。

b. 四半期報告書

事業年度が3ヵ月を超える場合、当該事業年度の期間を3ヵ月に区分した期間ごとの、当該会社の属する企業集団の経理の状況その他重要事項を記載した報告書で、各期間経過後45日以内に財務局長等へ提出する必要がある。

c. 臨時報告書

臨時的に発生した事実のうち、企業内容に重要な影響を与える可能性のあるものに関する報告書で、当該事実の発生により遅滞なく提出する必要がある。

② 代表的な閲覧場所

a. 紙媒体

有価証券報告書総覧

b. 電子媒体

インターネットを利用した電子情報開示システム EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

(2) 証券取引所の規則によるタイムリーディスクロージャー(適時開示)

会社法や金融商品取引法による制度開示とは別に、**タイムリーなディスクロージャ**ーを一層充実させるため、証券取引所は、上場会社及びジャスダック上場会社等に次のような情報の開示を義務付けている。

- ・決定事実に関する情報……株式の発行、資本の減少、自己株式の取得、会社分割など
- ・発生事実に関する情報……主要株主の異動、災害の発生、破産等の申立てなど
- ・決算に関する情報………決算内容、業績予想の修正等、配当予想の修正など

① 決算短信

適時開示が義務付けられている情報のうち定期的に開示されるのが「決算に関する情報」である。決算発表は、取引所が定める共通の様式である決算短信によって 行われ、有価証券報告書の開示に先立って開示される。

決算短信で特徴的なのは、売上や利益といった当期の業績数字のみならず、**次期 の業績予測**が開示される点であり、決算短信の有用性を高めている。

② 代表的な閲覧場所

適時開示の一連のプロセスたる取引所への事前説明、報道機関への公開、ファイリング、公衆縦覧は、原則として、インターネットを利用した適時開示情報伝達システム TDnet(Timely Disclosure network)により行う。

(3) 自主開示

自主的に開示される情報としては、事業報告やアニュアル・レポートなどの IR 情報がある。これらは各社のウェブサイト等で提供されている。

4. 財務諸表の監査

(1) 財務諸表監査の意義

財務諸表監査とは企業が公表する財務諸表が企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているのかについて、企業から独立した第三者によって確かめ、その結果を報告する行為のことである。なお、財務諸表が会計基準に準拠して作成されているかどうかをチェックする際、公認会計士が行うべき標準的な手続きは、企業会計審議会が公表した「監査基準」に記載されている。

(2) 金融商品取引法監査

金融商品取引法では、上場企業が有価証券報告書等で開示する財務諸表につき、公認会計士または監査法人の監査を義務付けている。監査報告書には、監査の対象、実施した監査の概要及び財務諸表に対する意見が記載される。財務諸表の適正性に関する公認会計士の意見は監査意見と呼ばれ、監査基準では監査意見を①無限定適正意見、②限定付適正意見、③不適正意見の 3 つに分類し、責任ある意見を表明できない場合は、④意見の差控が行われる。

① 無限定適正意見

公表された財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示していると認められるときに表明される。重要な監査手続が実施され、かつ、その重要な監査手続で重大な不正や誤謬が認められなかった場合の意見表明である。

② 限定付適正意見

会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して不適切なものがあり、無限定適正意見を表明できない場合において、その影響が財務諸表を全体として虚偽の表示に当たるとするほどには重要でないときに表明される。重要な監査手続の結果、見逃せない不正や誤謬が発見されたものの、全体としては信頼しうる財務諸表が開示されている場合の意見表明である。

③ 不適正意見

公表された財務諸表が会計方針の選択及びその適用方法、財務諸表の表示方法に関して著しく不適切なものがあり、財務諸表全体として虚偽の表示に当たる場合の意見表明である。重要な監査手続の結果、財務諸表の全体にわたり重大な不正や誤謬が見られた場合の意見表明である。

④ 意見差控

重要な監査手続が実施できず、財務諸表に対する意見表明ができない場合、公認 会計士または監査法人は意見を表明しない。

第2章

資産会計

この章のポイント

資産とは、企業が事業活動を営む上で、将来、収益をもたらすものであり、かつ、貨幣額によって合理的に測定できるものをいう。資産会計では資産の評価、すなわち貸借対照表に計上する金額をどのように決定するのかが重要となり、評価方法によっては、会社の業績に影響を与える。

また、特に、有価証券、棚卸資産及び固定資産については、会計処理 方法がいくつも存在し、どの方法を選択するかによっても、やはり会社 の業績に影響を与える。

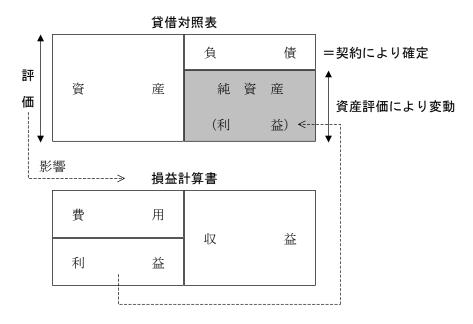
そこで、資産の評価基準並びに、有価証券、棚卸資産及び固定資産等における会計処理方法を理解すること、また、会計処理方法の違いによりどのように会社の業績に影響を与えるのかを学習することが、第 2 章のポイントになる。

2-1 資産評価の重要性と評価基準

**

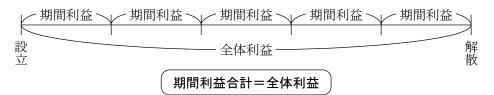
1. 資産評価の重要性

資産の評価とは、貸借対照表の計上価額を決定することを意味する。つまり、貸借対照表に記載する金額を決めることである。資産の金額をいくらで評価するかによっては、一会計期間における損益(例えば、棚卸資産の売上原価、固定資産の減価償却費、有価証券の評価損益など)を決定することにもなり、また、期末の貸借対照表の計上価額(例えば、期末の棚卸資産の評価額、固定資産の簿価、有価証券の評価額など)の決定は、次期以降の損益にも影響を及ぼすことになる。したがって、資産の評価は、適正な期間損益計算に重要な影響を与えるため、会計上、最も重要視されている。



2. 期間利益と全体利益

期間利益とは、継続企業を前提として、企業の全存続期間を人為的な期間に区切って 計算された個々の期間の利益、すなわち企業設立から解散までの全存続期間における利 益(=全体利益)の一部分の利益をいう。したがって、期間利益の合計額は全体利益の金額 と一致する。



なお、ある期間において資産を過小に評価することにより期間利益を過小に計算した としても、それは、その期の利益を次期以後に繰延べただけであって、次期以後の期間 利益がその分だけ過大に計上される。つまり、企業のキャッシュ・フローに影響を与え ない会計方針の変更は、利益の年度間配分を操作するにすぎないのである。したがって、 期間利益を過大あるいは過小に評価しても、全体利益には影響を及ぼさない。

3. 資産の評価基準

資産評価の基準としては、**原価基準、時価基準、現在価値基準**などがある。また、評価基準とは別の選択基準として**低価基準**(決算時における時価と取得原価を比較して、いずれか低い方の価額によって資産を評価する基準)がある。

(1) 原価基準

原価基準とは、資産評価の基礎を過去の購入市場の価格に求める考え方をいい、当 該資産の取得に要した支出額、すなわち取得原価に基づき評価する基準である。取得 原価主義または過去の取引記録に基づいていることから、歴史的原価主義ともよばれ る。なお、事業用資産については、原則として原価基準が採用されている。

(2) 時価基準

時価基準とは、資産評価の基礎を現在の販売市場の価格または現在の購入市場の価格に求める考え方であり、前者を売却時価(正味売却価額)基準、後者を取替原価(再調達原価)基準と呼んでいる。なお、金融資産については市場価格を中心とした時価により評価される。

証券アナリスト 1 次試験対策

金融資産への投資の場合は、市場価格の上昇が期待され、その事実が確かめられたときに収益が実現したとみなされるため、一定の条件を備えた金融資産には時価評価が肯定される。一方、事業用資産への投資の場合、売却によって対価が流入することにより、キャッシュの獲得が事実として確かめられたときに損益が実現したとみなされるため、時価基準の適用は否定される。

(3) 現在価値基準

現在価値基準とは、当該資産が生み出す将来キャッシュ・フローの期待値を、一定の利子率で割り引いた現在価値により評価する基準をいう。

なお、将来キャッシュ・フローの予測や割引利子率の選択には不確実性がある。そのため、現行の会計基準のもとで、資産や負債の評価に割引現在価値が採用されている項目は、リース資産・負債の評価や退職給付債務の計算など限定的である。



公正価値基準

公正価値とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、 資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう 価格(出口価格)をいう。時価と公正価値の間には実質的な差異はないことから、 他の会計基準における時価は、公正価値と読み替えるものとしている。

公正価値を正確に測定することは困難であるが、企業会計基準の公開草案「公正価値測定及びその開示に関する会計基準(案)」により、公正価値の定義や算定方法を明確化しようとしている。

2-2 金融資産

1. 金融商品に関する会計基準

資産の評価基準については、わが国では「企業会計原則」に規定されているが、金融商品に関しては、原則として、「金融商品に関する会計基準」が優先して適用される。

(1) 金融資産及び金融負債の範囲

「金融商品に関する会計基準」では、「金融資産、金融負債及びデリバティブ取引 に係る契約」を総称して金融商品と定義している。

① 金融資産

金融資産とは、現金預金、受取手形、売掛金及び貸付金等の金銭債権、株式その 他の出資証券及び公社債等の有価証券並びに先物取引、先渡取引、オプション取引、 スワップ取引及びこれらに類似する取引(デリバティブ取引)により生じる正味の 債権等をいう。

② 金融負債

金融負債とは、支払手形、買掛金、借入金及び社債等の金銭債務並びにデリバティブ取引により生じる正味の債務をいう。

③ 複合金融商品

金融資産及び金融負債の範囲には、複数種類の金融資産または金融負債が組み合わされている複合金融商品も含まれる。

(新株予約権付社債など)

④ デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、その価値は、当該契約を構成する権利と義務の価値の純額に求められることから、デリバティブ取引により生じる正味の債権は金融資産となり、正味の債務は金融負債となる。

(先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引など)

(2) 「金融商品に関する会計基準」における評価基準の基本的考え方

金融資産……時価評価を基本としつつ、保有目的に応じた処理を定める。

金融負債……債務額を貸借対照表価額とし、(デリバティブ取引より生じる正味の 債務を除き)時価評価の対象としない。

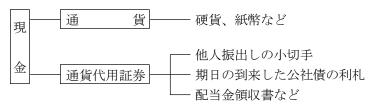
(3) 「金融商品に関する会計基準」における時価

時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配または 指標その他の相場(以下市場価格という)に基づく価額をいう。市場価格がない場合 には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。なお、市場には、随時、売買・ 換金等を行うことができる取引システム等も含まれる。

2. 現金及び預金

(1) 現 金

会計上の現金には、通貨以外に換金流通性の高い通貨代用証券も含まれる。



なお、現金は正常営業循環基準にしたがって、流動資産に分類・表示される。

(2) 預 金

① 預金の範囲

金融機関に預けられた各種預金、貯金など

② 貸借対照表上の区分

預金については、一年基準が適用され、次のように分類される。

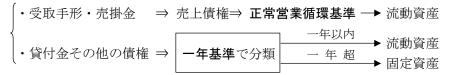
- ・満期日が貸借対照表日の翌日から一年以内…流動資産の「現金及び預金」
- ・満期日が貸借対照表日の翌日から一年超……固定資産のうち投資その他の資産の「長期性預金」

貸借対照表上は、現金と預金を合わせて、「現金及び預金」と表示される。

3. 債 権

債権とは、金銭をもって弁済を受けるべき権利をいい、受取手形や売掛金の売上債権 と、貸付金その他の債権に分けられる。

(1) 貸借対照表上の区分





●受取手形

手形とは、一定期日に一定金額を手形債務者が支払うことを約束した証券である。 受取手形とは、商業手形であり、商品を販売し対価として受取った手形である。貸借 対照表上の流動資産で、「現金及び預金」の次に表示される。

・割引手形

手形の割引とは、手形の支払期日が到来するのに先だって金融機関などに持込み、 手形売却損を差し引いて現金を得ることをいう。この場合に金融機関に譲渡した手形 を割引手形という。

・裏書手形

手形の裏書譲渡とは、受取った手形を裏書して仕入先等に譲渡することにより債務の弁済などに充てることをいう。この場合に譲渡した手形を裏書手形という。

●売掛金

売掛金とは、企業の主たる営業活動から生じた未収入金をいう。

●貸付金

貸付金とは、借用証書もしくは手形の差入を受けて金銭を貸し付けたときの返済請求 をいう。

(2) 債権の評価

① 評 価

債権の評価については、その貸借対照表価額は取得価額から貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金を控除した金額でなければならない。

ここでいう貸倒引当金とは、売上債権や貸付金について、次期以降回収不能(将来の損失)となる可能性が見込まれる場合、これに備えて設定される引当金をいう(第3章に詳述)。

② 債権の区分

「金融商品に関する会計基準」では、原則として、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つに分類する。

区 分	定 義
一般債権	経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
貸倒懸念債権	経営破綻には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか または生じる可能性の高い債務者に対する債権
破産更生債権等	経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権

③ 貸倒見積額の算定

債権を3つに区分した上で、各区分に応じた貸倒見積高の算定方法により貸倒見 積高を算定する。

区 分	貸倒見積高の算定方法
一般債権	一般債権については、債権全体または同種・同類の債権ごとに、債権の 状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高 を算定する。(貸倒実績率法)
貸倒懸念債権	債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積高を算定する (1) 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、 その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法。(財務内容評価法) (2) 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法。(キャッシュ・フロー見積法)
破産更生債権等	債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。(財務内容評価法)

a. 貸倒実績率法

貸倒実績率法とは、一般債権に対する貸倒見積高の算定方法であり、債権全体 または同種・同類の債権ごとに、過去の貸倒実績率を乗じて貸倒見積高を算定す る方法をいう。

例) X4 年度の貸倒見積高を貸倒実績率法により求める。

イ) 各年度の貸倒実績率の算出

	×1 年度	×2 年度	×3 年度	X4 年度
債権期末残高	3,600	4,000	3,800	4,200
貸倒実績額	_	72	100	57

- ×1 年度の債権期末残高に対する貸倒実績率=72÷3,600=2.00%
- ×2 年度の債権期末残高に対する貸倒実績率=100÷4,000=2.50%
- ×3 年度の債権期末残高に対する貸倒実績率=57÷3,800=1.50%
- ロ) 過去3期間の貸倒実績率の平均

ハ) X4 年度貸倒見積高の算定

- $(2.00\% + 2.50\% + 1.50\%) \div 3 = 2.00\%$
- ×4 年度の債権期末残高 4,200×貸倒実績率 2.00%=84

b. 財務内容評価法

財務内容評価法とは、債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額 を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積 高を算定する方法である。

イ) 貸倒懸念債権

債権額	貸倒懸念債権	担保の処分見込額
		保証による回収見込額
		残額について債務者の財政状態及び経営成績
		を考慮して貸倒見積高を算定

口)破産更生債権等

債	破産更生債権等	担保の処分見込額 保証による回収見込額
債権額		貸倒見積高

c. キャッシュ・フロー見積法

キャッシュ・フロー見積法とは、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権について、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法である。

- 例)次の債権を貸倒懸念債権に分類し、キャッシュ・フロー見積法による t 年期 末の貸倒見積高を算定する。
 - · 債権金額 4,000,000 円 · 約定利子率 5% · 残存期間 3 年
 - ・利払は毎期末年1回、返済期限時に元本と最終の利子を一括して返済する契約
 - ※ t 年期末に支払条件の緩和:約定利子率を3%に引き下げ
 - イ) 将来各期のキャッシュ・フローの算出
 - t+1期 4,000,000×3%=120,000円(利息)
 - t+2期 4,000,000×3%=120,000円(利息)
 - t+3 期 4,000,000×3%+4,000,000=4,120,000 円 (利息+元本)

__証券アナリスト1次試験対策__

ロ)イ)の割引現在価値の算出

$$\frac{120,000}{(1+0.05)} + \frac{120,000}{(1+0.05)^2} + \frac{120,000+4,000,000}{(1+0.05)^3} \doteqdot 3,782,140 \; \boxminus$$

ハ) 貸倒見積高の算定

債権金額 4,000,000 円 -将来キャッシュ・フローの割引現在価値合計 3,782,140 円 = 217,860 円

④ 貸借対照表上の表示

貸倒引当金は、その債権が属する科目ごとに控除する形式で表示することを原則とするが、次の方法によることも妨げない。

- ① 二以上の科目について、貸倒引当金を一括して記載する方法
- ② 債権について、貸倒引当金を控除した残額のみを記載し、当該貸倒引当金を注記する方法(「企業会計原則」 注解 17)

原則的方法	例外的方法
科目別間接控除方式	一括間接控除方式
受取手形 150,000 貸倒引当金 → △3,000 → 147,000	受取手形 150,000 売 掛 金 300,000 債権額
売 掛 金 300,000	貸倒引当金 → △9,000 441,000
貸倒引当金 → △6,000 → 294,000	
回収不能見込額 実質回収可能額	回収不能見込額 実質回収可能額